

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年4月10日(2008.4.10)

【公表番号】特表2003-530463(P2003-530463A)

【公表日】平成15年10月14日(2003.10.14)

【出願番号】特願2001-575443(P2001-575443)

【国際特許分類】

C 08 L 101/00	(2006.01)
C 08 K 9/00	(2006.01)
H 01 B 3/00	(2006.01)
H 01 Q 15/08	(2006.01)

【F I】

C 08 L 101/00	
C 08 K 9/00	
H 01 B 3/00	A
H 01 Q 15/08	

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月20日(2008.2.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】マイクロ波透過性ポリマーを含むマトリックス材料と、前記マトリックス中に分散した1~65体積%の粒状充填剤と、を含む複合材料であって、前記粒状充填剤が、

前記充填剤粒子上の5~500nm厚の導電性コーティングと、密度が3.5g/cc未満であり、最大寸法が約0.5mm未満である回転楕円体および楕円体から選択され、最小寸法が100μm未満でありアスペクト比が約2:1を超える粒子と、

1.2~100の間の複合材料誘電率および1GHzにおいて0.10以下の複合材料マイクロ波損失正接の組合せを得るのに十分な粒度およびコーティング厚さの組合せと、を特徴とする複合材料。

【請求項2】前記複合材料の誘電率の約5%以内の誘電率を得るのに十分な量の粒状チタン酸バリウムを前記粒状充填剤の代わりに使用したことを除けば前記複合材料と同一である対照複合材料の密度の約95%未満の密度を前記複合材料が有する請求項1に記載の複合材料。

【請求項3】前記粒状充填剤の前記導電性コーティング上に実質的に電気絶縁性のコーティングをさらに含む請求項1または2に記載の複合材料。

【請求項4】前記充填剤が10~350μmの範囲内の平均粒度のマイクロスフィアを含み、前記充填剤粒子上の導電性コーティングが、アルミニウム、ステンレス鋼、チタン、およびタンゲステンからなる群より選択される金属を含む、請求項1、2または3に記載の複合材料。